長崎県建設関連業務委託最低制限価格制度試行要領

平成 21 年 3 月 2 日 20 建企第 774 号 最終改正 令和 6 年 5 月 7 日 6 建企第 40 号

(目的)

第1条 この要領は、長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号。以下「財務規則」という。)第98条第1項の規定により長崎県総務部、危機管理部、県民生活環境部、水産部、農林部、土木部、教育庁及び警察本部(以下「関係部等」という。)並びにその関係部等が所管する地方機関(振興局を含む。)が発注する建設関連業務委託の競争入札の際に設定する最低制限価格制度の取り扱いを定めるものとする。

(対象)

第2条 この要領は、長崎県関係各部が発注する建設関連業務委託のうち、競争入札に付する業務に適用する。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第5条に規定する特定調達契約及び国からの受託事業に係る入札は除く。

(定義)

第3条 この要領において、「建設関連業務」とは、「工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等」(昭和53年長崎県告示第975号)第2により入札参加資格者名簿に登載されている測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務並びに建設関連維持管理業務(県営林作業業務、道路清掃業務、道路伐採業務、河川清掃業務、河川伐採業務、公園清掃業務、公園伐採業務、漂着物(流木・暖竹等)除去業務)道路等監視業務(監視業務、維持業務)をいう。

ただし、建設関連維持管理業務、道路等監視業務については、別に定めるものとする。

(最低制限設計価格の設定)

第4条 最低制限設計価格(消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。)は、別表の左欄の業務区分に応じ、同表中欄の方法により算定し、同表右欄の範囲で設定する。

ただし、建設関連維持管理業務の場合は、「建設工事における最低制限価格の取り扱いについて」(平成 21 年 1 月 27 日 20 建企第 687 号)の 2 の工事の規定に基づき算出した額 (1,000 円未満の金額は切り捨てる。)とする。

2 道路等監視業務で、監視業務と維持業務を同一の業務とする場合は、最低制限設計価格は監視業務と維持業務でそれぞれの規定に基づき算出した額の合算額(1,000円未満の金額は切り捨てる。)とする。

ただし、監視業務と維持業務の最低制限設計価格の規定については、別に定めるものとする。

3 最低制限設計価格は、千円未満の金額は切り捨てるものとする。

(最低制限候補価格の設定)

- 第5条 第4条で設定した額(最低制限設計価格)にランダム係数を乗じて算定した額を最低制限候補 価格(消費税及び地方消費税を除く。以下同じ)とする。最低制限候補価格は、1,000 円未満の金額 は切り捨てるものとする。
 - (1)最低制限設計価格にランダム係数(a)を乗じたものを最低制限候補価格(a)とする。
 - (2) 最低制限設計価格にランダム係数(b) を乗じたものを最低制限候補価格(b) とする。

(最低制限価格の設定)

第6条 第5条で算出した最低制限候補価格(b)を最低制限価格とする。

ただし、予定価格以下、最低制限候補価格(b)以上の範囲に入札者が存在しない場合において、 最低制限候補価格(b)未満、最低制限候補価格(a)以上の範囲に入札者が存在するときは、最低制 限候補価格(a)を最低制限価格とする。

(入札参加者への周知)

- 第7条 契約担任者は、入札公告又は入札執行通知書等において入札参加者へ最低制限価格を設けている旨を周知する。
- 2 最低制限価格の設定が明記されていない場合は、最低制限価格適用の対象としてはならない。

(入札の執行)

- 第8条 入札執行者は、入札の執行に際して、最低制限価格が設定されている旨を告知する。
- 2 入札の結果、最低制限価格を下回る価格で入札をした者がある場合は直ちにその者を失格とし、予 定価格及び最低制限価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、有効な入札を行った者、 かつ、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- 3 前項の場合において落札者とすべき者がいない場合は、再度の入札を行う。
- 4 財務規則第98条第3項の規定に基づき、最低制限価格を下回る入札をした者(以下「入札失格者」という。)は、再度入札に参加できないものとする。
- 5 入札失格者に対しては、その根拠規定が地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 第 2 項にあることを説明する。

附 則

- 1 この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。(平成 21 年 3 月 2 日 20 建企第 774 号)
- 2 この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。(平成 21 年 3 月 25 日 20 建企第 852 号)
- 3 この要領は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。(平成 21 年 6 月 26 日 21 建企第 205 号)
- 4 この要領は、平成23年4月1日から施行する。(平成23年3月25日22建企第678号)
- 5 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。(平成 26 年 3 月 31 日 25 建企第 641 号)
- 6 この要領は、平成30年4月1日から施行する。(平成30年3月16日29建企第699号)
- 7 この要領は、令和元年9月9日から施行する。(令和元年8月26日31建企第367号)
- 8 この要領は、令和5年4月1日から施行する。(令和5年4月3日5建企第30号)
- 9 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。(令和6年3月21日5建企第441号)
- 10 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。(令和6年5月7日6建企第40号)

別表(第4条関係)

(最低制限設計価格の設定)

業種区分	最低制限設計価格(消費税及び	最低制限設計価格(消費税及び地方消費
	地方消費税を除く。) の算定	税を除く。) の設定の範囲
測量業務	直接測量費の額 + 測量調査費の額	上限額は設計金額×82%
	+諸経費の額× <u>50%</u>	下限額は設計金額×60%
		(各々の 1,000 円未満の額は切り捨てる。)
建築関係の建設コ	直接人件費の額 + 特別経費の額 +	上限額は設計金額× <mark>81%</mark>
ンサルタント業務	技術料等経費の額×60%+諸経費	下限額は設計金額×60%
	の額×60%	(各々の 1,000 円未満の額は切り捨てる。)
土木関係の建設コ	直接人件費の額+直接経費の額+	上限額は設計金額× <mark>81%</mark>
ンサルタント業務	その他原価の額×90%+一般管理	下限額は設計金額×60%
	費等の額× <u>50%</u>	(各々の 1,000 円未満の額は切り捨てる。)
地質調査業務	直接調査費の額+間接調査費の額	上限額は設計金額×85%
	×90% + 解析等調査業務費の額×	下限額は設計金額×(3分の2)
	80% + 諸経費の額 × <u>50%</u>	(各々の 1,000 円未満の額は切り捨てる。)
補償関係コンサル	直接人件費の額+直接経費の額+	上限額は設計金額× <mark>81%</mark>
タント業務	その他原価の額×90%+一般管理	下限額は設計金額×60%
	費等の額× <u>50%</u>	(各々の 1,000 円未満の額は切り捨てる。)